

## 令和 6 年度豊田市総合点の算定について

### 1 豊田市総合点

豊田市総合点は、令和 6 年 3 月 1 日を算定基準日とし、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、適用します。なお、豊田市総合点は、客観点と豊田市発注者別評価点の合計で求めます。

$$\text{豊田市総合点} = \text{客観点} + \text{豊田市発注者別評価点}$$

#### <客観点>

客観的事項として評価するのは、経営事項審査の総合評価値（P 点）のみとなります。

原則、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 3 0 日の間に審査基準日があるものを用い、申請を希望する業種ごとに評価します。ただし、上記の基準期間以降に経営事項審査の総合評価値（P 点）の業種を追加した場合は、当該追加した業種に限り、基準期間以降の経営事項審査の総合評価値（P 点）を用います。

#### <豊田市発注者別評価点>

豊田市発注者別評価点は、工事成績評定点、優良業者等認定点、入札参加停止措置点に加え、企業の信頼性・社会性の各評価項目について、それぞれ点数を算定し、合計して得た点数とします。

$$\begin{aligned} \text{豊田市発注者別評価点} &= \text{工事成績評定点} + \text{優良業者等認定点} \\ &+ \text{入札参加停止措置点} + \text{信頼性・社会性評価点} \end{aligned}$$

なお評価項目には、必要書類の提出にかかわらず評価対象とする必須評価項目と、必要書類を提出した場合のみ評価対象とする任意評価項目があります。

#### ◇必須評価項目

- 工事成績評定点
- 優良業者等認定点
- 入札参加停止措置点

#### ◇任意評価項目

- 信頼性・社会性評価点
  - ・ ISO14001 の認証取得
  - ・ エコアクション 2 1 の認証取得
  - ・ 地球温暖化防止のための CO2 排出量削減などの企業としての取組み
  - ・ とよた SDG s パートナーの登録又は豊田市 SDG s 認証制度の認証取得
  - ・ 男女共同参画社会への貢献となる特別な制度
  - ・ 法定雇用率を上回る障がい者の雇用状況

- ・保護観察対象者等の雇用状況
- ・建設業退職金共済制度加入の有無
- ・退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無
- ・豊田市公共土木施設防災安全協定の締結、  
災害時における水道施設の復旧活動に関する協定の締結（その他災害等協定を含む）
- ・豊田市消防団協力事業所表示制度の認定
- ・まちかど救急ステーションの認定
- ・ISO9001 の認証取得

#### 豊田市総合点（任意評価項目）の総合評価方式への反映について

豊田市総合点として評価した任意評価項目（「建設業退職金共済制度加入の有無」及び「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」を除く）については、令和6年度の総合評価方式における企業の信頼性・社会性に係る加算点としても評価することとします。このことにより、総合評価方式への入札参加申請の際の企業の信頼性・社会性に係る必要書類の提出を不要としますが、以下の点について特に注意をお願いします。

- ・企業の信頼性・社会性のうち、総合点算出の際に評価した項目（加点した項目）についてのみ、総合評価方式でも評価対象とし、加点します。
- ・総合評価方式での加点期間は、総合点の適用期間と同様に、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）を原則とします。
- ・企業の信頼性・社会性の各評価項目について、令和6年度途中で新たに加点項目となる制度実施、取得等をした場合には、総合評価方式への入札参加申請時ごとに当該書類を添付した場合にのみ加点の対象とします。
- ・新規に入札参加資格申請をした場合（業種追加申請等を含む随時受付の場合）は、豊田市総合点の算定を行わないため（必須評価項目のうち減点対象となるものを除く）、総合評価方式への入札参加申請時ごとに当該書類を添付した場合にのみ加点の対象とします。

## 2 豊田市発注者別評価点について

### (1) 工事成績評定点（登録希望の業種単位で評価）

豊田市、豊田市土地開発公社及び豊田市上下水道局が発注した設計金額が130万円を超える工事のうち、工期末が令和4年1月1日から令和5年12月31日の間にある工事を対象とします。ただし、以下の工事は除きます。

- ① 緊急工事
- ② 共同企業体により施工した工事
- ③ 算定基準日において、工事目的物の引渡しを受けていない工事

<算定式>

工事成績評定点は、以下の算定式に基づいて算定します。なお、工事成績評定点は小数点以下第1位を四捨五入し、工事成績の平均点は小数点以下第2位を四捨五入します。

$$\text{工事成績評定点} = (\text{工事成績の平均点} - 65) \times 3$$

### (2) 優良業者等認定点（登録希望の業種単位で評価）

算定基準日の属する年度及びその前年度の優良業者認定に用いた業種別工事成績の平均に応じて、下表に従い加点又は減点を行います。

	業種別工事成績の平均が80点以上の者	業種別工事成績の平均が50点以上65点未満の者	業種別工事成績の平均が50点未満の者
点数	20点	△10点	△20点
2か年度連続	30点	△20点	△30点

### (3) 入札参加停止措置点（申請事業者単位で評価）

算定基準日の直前1年間に、豊田市より入札参加停止措置の決定を受けた場合に、入札参加停止期間に応じて下表のとおり減点します。ただし、入札参加停止期間の満了日が、翌年の算定基準日以降となる場合は、翌年度の発注者別評価点の算定の際にも減点します。

入札参加停止期間		点数
停止期間が月数の場合	停止期間が日数の場合	
1か月	30日以内	△10点
2か月	30日を超え60日以内	△20点
3か月	60日を超え90日以内	△30点
4か月以上	90日を超える	△40点

#### (4) 信頼性・社会性評価点

算定基準日において、下表に掲げる評価項目について評価を行い、項目ごとに加点を行います。なお、信頼性・社会性評価点は必要書類を提出された場合にのみ評価対象とします。

	評価項目（評価基準）	提出書類等	評価点	配点
社会貢献	ISO14001 の認証取得 （認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない）	登録証の写し	各 10 点	最大 10 点
	エコアクション21 の認証取得 （認証・登録事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない）	認証・登録証の写し		
	地球温暖化防止のためのCO2排出量削減などの企業としての取組み ・エコ通勤（TDM）に対する企業としての取組み ・低公害車の利用促進（※注1） ・Fun to Share への登録又は COOL CHOICE への登録	エコ通勤優良事業所認証（※注2） 車検証等の写し 登録した証明等（※注3）	各 5 点	最大 10 点
	とよたSDGsパートナーの登録又は豊田市SDGs認証制度の認証取得	とよたSDGsパートナー登録証等（※注4）		
	男女共同参画社会への貢献となる特別な制度 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：えるぼし、プラチナえるぼし） ・あいち女性輝きカンパニー認証制度に係る愛知県の認証	一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書（※注5）  一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書（※注6）  あいち女性輝きカンパニー認証書（※注7）	各 10 点	最大 10 点

評価項目（評価基準）		提出書類等	評価点	配点
社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届け出た事業所（従業員数101人以上の事業所を除く。）</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届け出た事業所（従業員数101人以上の事業所を除く）</li> <li>・別記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度の認定（※注11）</li> </ul>	愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録証（※注8） 地方（愛知）労働局への届出の写し（※注9）  地方（愛知）労働局への届出の写し（※注10）  男女共同参画センターの認証（豊田市様式）	各5点	
	法定雇用率（2.5%）を上回る障がい者の雇用状況	ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇用状況申出書（豊田市様式）（※注12）	各5点	最大10点
	保護観察対象者等の雇用状況	保護観察対象者等の雇用に関する証明書(協定様式第1号)の写し（※注13）		
	建設業退職金共済制度加入の有無 ※この項目の <u>加点を希望しない場合</u> は、申請書を提出すること（様式は問わない）。	豊田市に本店を有する者で、審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。ただし、「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「無」となっている者は、（※注14）に記載の書類を提出。		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 ※この項目の <u>加点を希望しない場合</u> は、申請書を提出すること（様式は問わない）。	豊田市に本店を有する者で、審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。ただし、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」欄が「無」となっている者は、（※注15）に記載の書類を提出。			

評価項目（評価基準）		提出書類等	評価点	配点
地域貢献	災害対策 【土木一式工事の場合】 豊田市公共土木施設防災安全協定の締結 【管工事及び水道施設工事の場合】 災害時における水道施設の復旧活動に関する協定の締結	令和6年度以降に有効な記名・押印後の豊田市との協定書の写し （※注16）	10点	最大 10点
	その他災害等の協定の締結	令和6年度以降に有効な記名・押印後の豊田市との協定書の写し（豊田市と各協会との協定の場合は、協会の会員名簿（最新）の添付が必要） （※注16）	5点	
	豊田市消防団協力事業所表示制度の認定	認定書等の写し（※注17）	各5点	最大 5点
	まちかど救急ステーションの認定			
品質確保	ISO9001の認証取得 （認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない。）	登録証の写し	10点	10点

（注1）

- ・低公害車の利用促進は、下記に該当する車両の購入又はリースを評価対象とする。  
 燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、低公害工事用車両（低騒音型・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械）等  
 ※対象となる燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車については、環境省「次世代自動車の普及促進ポータルサイト」にて確認のこと（ただし、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車はエンジン排気量が1,800cc以下のものを対象とする。なお、環境省のポータルサイトは、確認方法の一つである）。  
<http://www.env.go.jp/air/car/lev/index.html>
- ※対象となる低公害工事用車両（低騒音型・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械）については、国土交通省「建設施工・建設機械ポータルサイト」にて確認のこと。  
<https://www1.mlit.go.jp/tec/constplan/index.html>  
 ※申請に当たっては、該当する車種にマーカーをするなど申請内容を明確にしたものとする。なお、電子車検証については、従来の車検証にあった項目の一部が未掲載になるため、所有者又は使用者の名称、有効期間の満了する日が確認できる書類を提出すること。
- ・対象となる車両を確実に購入又はリースし、車検切れになっていないことが分かるものを提出すること。

(注2)

- ・エコ通勤優良事業所認証制度

国土交通省 「エコ通勤ポータルサイト」

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000073.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html)

※エコ通勤優良事業所認証（基準日現在有効であること）を提出すること。

(注3)

- ・Fun to Share 又は COOL CHOICE への登録

<http://funtoshare.env.go.jp/>

※Fun to Share 宣言の画面の写し又は COOL CHOICE 賛同証明書の写しを提出すること。

(注4)

- ・とよたSDGsパートナー登録証又は豊田市SDGs認証制度認証書

未来都市推進課(電話 0565-34-6982)

「とよたSDGsパートナーを募集」

<http://www.city.toyota.aichi.jp/boshu/1032945.html>

「豊田市SDGs認証制度」

<https://www.city.toyota.aichi.jp/boshu/1052700/index.html>

(注5)

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定

(認定マーク(くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん))

厚生労働省 「一般事業主行動計画の策定・届出について」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

(注6)

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定

(認定マーク(えるぼし、プラチナえるぼし))

厚生労働省 「女性活躍推進法特集ページ」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

(注7)

- ・あいち女性輝きカンパニー認証制度に係る愛知県の認証

愛知県 「あいち女性の活躍促進応援サイト」

<https://aichi.jyokatsu.jp/advance/authentication.html>

(注8)

- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者

愛知県 「ファミフレネットあいち」

<http://famifure.pref.aichi.jp/>

(注9)

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を地方（愛知）労働局に届出した事業所  
厚生労働省「一般事業主行動計画の策定・届出について」  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>  
※計画期間が基準日現在において有効であること。

(注10)

- ・女性の職業生活における活躍に関する活躍推進法（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画を地方（愛知）労働局に届出した事業所  
厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>  
※計画期間が基準日現在において有効であること

(注11)

- ・下記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度の設定、実績を評価対象とする。
  - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度の設定」（法第5条の期間または回数を上回ること）
  - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る出生時育児休業制度の設定」（法第9条の2の期間または回数を上回ること）
  - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る介護休業制度の設定」（法第15条の期間または法第11条の回数を上回ること）
  - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る子どもの看護休暇制度の設定」（法第16条の2の日数または子の対象年齢を上回ること）
  - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る介護休暇制度の設定」（法第16条の5の期間を上回ること）
  - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度の設定」（法第23条の対象年齢を上回ること）
  - ◇家庭と仕事の両立支援に関する措置（2つ以上を対象）
    - ・フレックスタイムの設定
    - ・テレワークの設定
    - ・長時間労働をさせない制度
    - ・託児施設の設置運営その他これに準じる制度の設定
  - ◇「子どもの出生時における父親の休暇制度（有給の特別休暇制度）の設定」
  - ◇「介護・育児休業からの職場復帰プログラムの設定」
  - ◇育児休業等の取得状況の公表（従業員数1,000人以下の企業に限る）
  - ◇「はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰制度の受賞実績」（イキイキ大賞、キラッ☆とよた賞、イキイキ優秀賞、イキイキ賞、部門賞）
- ※男女共同参画センター（電話 0565-31-7780）認証後（算定基準日から過去1年以内の認証であること）の、「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書（豊田市様式）を提出。
- ※男女共同参画センターへの申請に当たっては、該当する資料（労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し、制度内容のわかる内部資料の写し）を添付すること。なお、資料は当該事項にマーカーをす  
るなど必要最小限の資料とすること。



(注 12)

- ・令和6年4月1日現在で常用労働者が40.0人以上（見込み）の事業所は、令和5年6月1日時点で八口一ワークに提出した障害者雇用状況報告書（法定雇用率が2.5%以上に限る）の写しを添付すること。八口一ワークに提出した障害者雇用状況報告書が2.5%未満の場合又は障害者雇用状況報告書を提出していない場合は、障害者雇用状況申出書（豊田市様式）に、雇用保険被保険者証や健康保険被保険者証等の写し、雇用契約書等の写し（週労働時間がわかるもの）及び障害者手帳等の写しを添付すること。
  - ・常用労働者が40.0人未満の事業所は、障害者雇用状況申出書（豊田市様式）にて申請すること。添付書類は上記に同じ。
- ※令和6年4月1日から法定雇用率が2.5%に引き上げられます。これに併せて、対象となる事業主の範囲が40.0人以上に広がります。

(注 13)

- ・名古屋保護観察所が証明した、以下の要件を満たす保護観察対象者等の雇用に関する証明書(協定様式第1号)の写しを添付（保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は第85条及び第86条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう）。
  - ◇名古屋保護観察所に協力雇用主として登録されていること
  - ◇保護観察対象者等（同一人）の雇用期間が申請日時点で連続して3か月以上あること
  - ◇保護観察所の証明日が基準日（総合点加点の場合は各年度3月1日）前1年以内であること

(注 14)

豊田市内に本店を有する者で、審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「無」となっている者で、総合点算定基準日に加入している予定の者は次の書類を提出。

- ・建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用で審査基準日が含まれるもの）
- ※ただし、上記書類が提出できない場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）を証する書類（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く）を提出すること。

(注 15)

豊田市内に本店を有する者で、審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」欄が「無」となっている者で、総合点算定基準日に導入している予定の者は次のいずれかの書類を提出すること。

- ・中小企業退職金共済事業本部の掛金領収書又は加入証明書
- ・特定退職金共済団体が発行する特定退職金共済掛金の領収書または加入証明書
- ・退職手当の定め(算定方法含む)がある就業規則書(審査基準日において有効なもので労働基準監督署の受付印のあるもの)
- ・適格退職年金契約書の写し（当該契約が法人税法附則第20条に規定する適格退職年金であることが確認できるもの(平成14年3月31日までに締結されたもの)）及び領収書又は加入証明書
- ・厚生年金基金加入通知書、証明書又は基金が発行する掛金領収書

- ・厚生労働大臣(厚生(支)局長)による企業型年金規約承認通知書又は建設業者と確定拠出年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約書又は審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書
- ・確定給付企業年金のうち基金型については、企業年金基金の発行する加入証明書、規約型については、資金管理運用機関の発行する加入証明書

(注 16)

- ・令和5年度に締結している協定を更新する、又は令和6年度から新規で協定締結を予定している場合は、協定締結を予定していることが確認できる書類等を提出すること。
- ・業種ごとに評価する。そのため、協定書の内容で業種が明確でない場合は評価しない。

(注 17)

- ・豊田市消防団協力事業所表示制度の認定  
豊田市消防本部総務課 「消防団協力事業所ポータルサイト」  
<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shoubou/1002444/1002538.html>  
※算定基準日時点で有効な通知書を添付すること。
- ・まちかど救急ステーション  
豊田市消防本部警防救急課「まちかど救急ステーションについて」  
<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shoubou/kyukyu/1002386.html>

### 3 申請書等の提出方法

参考資料「豊田市総合点の算定に係る提出書類の提出時の注意事項について」の要領で、「豊田市総合点の算定に係る提出書類送付書」を表紙とし、一連の書類を紐綴じして提出してください。

## 豊田市総合点の算定に係る提出書類送付書

令和 年 月 日

豊田市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

(1) 申請情報

業者統一番号	
担当者名	
直通電話番号	

(2) 提出書類 (必須)

確認	書類名	説明
<input type="checkbox"/>	経営事項審査結果通知書の写し	令和4年7月1日から令和5年6月30日の間に審査基準日がある審査結果通知書 ※定時申請に添付した場合も、別途提出が必要

(3) 提出書類 (任意)

確認	書類名	説明
<input type="checkbox"/>	ISO14001 の登録証の写し	認証取得、有効期間の確認ができる登録証
<input type="checkbox"/>	エコアクション21の認証・登録証の写し	認証取得、有効期間の確認ができる認証・登録証
<input type="checkbox"/>	エコ通勤優良事業所認定書の写し	国土交通省が実施するエコ通勤優良事業所認証制度の認証
<input type="checkbox"/>	低公害車の車検証等の写し	対象となる低公害車の車検証等
<input type="checkbox"/>	Fun to Share 又は COOL CHOICE への登録証明等	Fun to Share 宣言の画面の写し又は COOL CHOICE 賛同証明書の写し
<input type="checkbox"/>	とよたSDGsパートナー登録証の写し又は豊田市SDGs認証制度認証書の写し	豊田市未来都市推進課が発行した「とよたSDGsパートナー登録証」又は「豊田市SDGs認証制度認証書」
<input type="checkbox"/>	一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書の写し (くるみん等)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書 (認定マーク: くるみん等)
<input type="checkbox"/>	一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書の写し (えるぼし等)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書 (認定マーク: えるぼし等)
<input type="checkbox"/>	あいち女性輝きカンパニー認証書の写し	あいち女性輝きカンパニー認証制度に係る愛知県の認証
<input type="checkbox"/>	愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録証の写し	愛知県が発行する愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録証
<input type="checkbox"/>	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出書の写し	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を地方 (愛知) 労働局に届出したことを証明する書類
<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の届出書の写し	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を地方 (愛知) 労働局に届出したことを証明する書類
<input type="checkbox"/>	「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書の写し	豊田市の認定した「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書
<input type="checkbox"/>	法定雇用率 (2.5%) を上回る障がい者の雇用状況が確認できる書類	常用労働者が 40.0 人以上の事業所は、ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し、40.0 人未満の事業所は「(豊田市様式) 障がい者雇用状況届出書」に、必要事項を記載し必要書類を添付して提出 (※注 12 参照)
<input type="checkbox"/>	保護観察対象者等の雇用状況が確認できる書類	名古屋保護観察所が証明した「保護観察対象者等雇用に関する証明書」の写し
<input type="checkbox"/>	建設業退職金共済制度加入の有無が確認できる書類の写し	審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「無」となっているものは (※注 14) に記載の書類

<input type="checkbox"/>	建設業退職金共済制度の加点を希望しない場合の申請書（様式自由）	審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「有」となっているものが、加点を希望しない場合に提出すること ※上記申請書の提出がない場合は、経営事項審査結果通知書に従い加点する
<input type="checkbox"/>	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無を確認できる書類の写し	審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」欄が「無」となっているものは（※注15）に記載の書類
<input type="checkbox"/>	退職一時金制度若しくは企業年金制度の加点を希望しない場合の申請書（様式自由）	審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」欄が「有」となっているものが、加点を希望しない場合に提出すること ※上記申請書の提出がない場合は、経営事項審査結果通知書に従い加点する
<input type="checkbox"/>	豊田市公共土木施設安全協定書、災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書の写し	記名・押印後の豊田市との協定書
<input type="checkbox"/>	その他の災害協定書の写し	豊田市と各協会の協定書と協会の会員名簿（最新）
<input type="checkbox"/>	豊田市消防団協力事業所認定書の写し	豊田市が実施する消防団協力事業所表示制度の通知書
<input type="checkbox"/>	まちかど救急ステーション認定書の写し	豊田市が発行するまちかど救急ステーションの認定書
<input type="checkbox"/>	ISO9001の登録証の写し	認証取得、有効期間の確認ができる登録証

「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書

令和 年 月 日

豊田市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

標記について、別紙のとおり申請します。

記

【対象となる制度・実績】

男女共同参画社会への貢献となる特別な制度の設定 (申請する項目の右欄に○を記入)	
育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度の設定 (法第5条の期間または回数を上回ること)	
育児・介護休業法の規定を上回る出生時育児休業制度の設定 (法第9条の2の期間または回数を上回ること)	
育児・介護休業法の規定を上回る介護休業制度の設定 (法第15条の期間または法第11条の回数を上回ること)	
育児・介護休業法の規定を上回る子どもの看護休暇制度の設定 (法第16条の2の日数または子の対象年齢を上回ること)	
育児・介護休業法の規定を上回る介護休暇制度の設定 (法第16条の5の期間を上回ること)	
育児・介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度の設定 (法第23条の子の対象年齢を上回ること)	
家庭と仕事の両立支援に関する措置 ※1	
フレックスタイムの設定	
テレワークの設定	
長時間労働をさせない制度の設定	
託児施設の設置運営その他これに準じる制度の設定	
子どもの出生時における父親の休暇制度の設定 (有給の特別休暇制度)	
介護・育児休業等からの職場復帰プログラムの設定	
育児休業等の取得状況の公表 (従業員数1,000人以下の企業に限る)	
男女共同参画社会に関する表彰制度の受賞実績 (申請する項目の右欄に○を記入)	
はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰制度の受賞実績 (イキイキ大賞、キラッ☆とよた賞、イキイキ優秀賞、イキイキ賞、部門賞)	

- ※ 1・複数の取り組みを対象とします。  
・就業規則、内部資料等で確認できるものを対象にします。

【根拠となる法令及び特別な制度の概要】

根拠法令	内 容

審査の結果、男女共同参画社会への貢献となる特別な制度として、右のとおり認定します。 (特記事項)	(認証印)
---	-------

障がい者雇用状況申出書

令和 年 月 日

豊田市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり、常用労働者40.0人未満の事業所における、法定雇用率を上回る障がい者の雇用状況であることを申出します。

全労働者数 ①+②	人	労働者数① ※注1	人	短時間 労働者数②	人	①+ (②×0.5)	カウント…A
		①のうち障がい者 である労働者数③	人	②のうち障がい者 である短時間労働 者数④	人	⑤ ※注2	カウント…B

※注1：短時間労働者を除く

※注2：表1 【合計】より記入

算定式  $B \div A =$  (%)  $\geq 2.5\%$  (法定雇用率)  
(小数点第2位は切捨て)

表1 就労形態

週所定労働時間	週労働 時間	30時間以上	(短時間労働者) 20時間以上 30時間未満	(短時間労働者) 10時間以上 20時間未満	実雇用率 単位：カウント ※注3	
		該当する欄に○印を付ける				
身体障がい者	時間					
	時間					
	重度	時間				
		時間				
知的障がい者	時間					
	時間					
	重度	時間				
		時間				
精神障がい者	時間					
	時間					
【合計】⑤						

※注3：表2により算定

表2 法定雇用率のカウント方法（厚生労働省による基準）

週所定労働時間	実雇用率		
	30時間以上	(短時間労働者) 20時間以上30時間未満	(短時間労働者) 10時間以上20時間未満
身体障がい者	1カウント	0.5カウント	-
重度	2カウント	1カウント	0.5カウント
知的障がい者	1カウント	0.5カウント	-
重度	2カウント	1カウント	0.5カウント
精神障がい者	1カウント	1カウント	0.5カウント

【必要添付資料】

・雇用保険被保険者証や健康保険被保険者証等の写し（雇用していることがわかるもの）、雇用契約書等の写し（週労働時間がわかるもの）、障害者手帳等の写し

保護観察対象者等の雇用に関する証明書

令和 年 月 日

名古屋保護観察所長 様

申請者  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

当社は、名古屋保護観察所に協力雇用主として登録し、下記の期間雇用した者が保護観察対象者等であることを証明願います。

記

【雇用期間】 年 月 日から現在（申請日時点）まで

- 注 1 保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は第85条及び第86条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。
- 2 雇用期間は、申請日時点で、同一人での連続した3か月以上の雇用となっていること。
- 3 上記期間中の雇用を証明する資料（雇用された者の所得税源泉徴収簿の写しなど）を添付すること。

以下、名古屋保護観察所証明欄

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

愛知県名古屋市中区三の丸四丁目3番1号

名古屋保護観察所長 (印)

参考資料

「豊田市総合点の算定に係る提出書類送付書」提出時の注意事項について

- ・ 評価項目ごとにひとまとめにし、最初のページにはインデックス等を貼り付けること。
- ・ 加点を希望しない項目については、添付しないこと。
- ・ 提出書類は、紐綴じをして提出すること。

